

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月1日

【会社名】 ロジスティード株式会社
(旧会社名 ロジスティードグループ株式会社)

【英訳名】 LOGISTEED, Ltd.
(旧英訳名 LOGISTEED Group, Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 会長兼社長執行役員(CEO) 中谷 康夫

【最高財務責任者の役職氏名】 副社長執行役員(CTrO兼CFO) 林 伸和

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目9番2号

【縦覧に供する場所】 該当事項はない

(注) 当社は、2024年3月1日付で、吸収分割により、ロジスティード株式会社(同年3月1日付商号変更後:Lマネジメント株式会社)から、同社の全ての事業を承継している。当社は、当該吸収分割に関連して、同年2月29日付の臨時株主総会の決議により、同年3月1日から会社名及び英訳名、代表者並びに本店所在地を上記のとおり変更している。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 会長兼社長執行役員(CEO) 中谷康夫及び副社長執行役員(CTrO兼CFO) 林伸和は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社81社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

なお、持分法適用会社13社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結会社間取引消去後の売上高を基本的な指標として、概ね2/3を占める11事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高い、あるいは見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。